

(3)戦後における竹島問題

サン・フランシスコ平和条約における竹島の取り扱い

平成17年9月27日 研究会メモ

国立国会図書館参事 塚本 孝

1. 今次大戦後の日本領土処分

日本は、ポツダム宣言を受諾。日本に残す島、日本から奪う島を戦勝連合国が決定できることになった。

しかし、領土の最終決定は、平和条約によるのが国際法の原則。

○ 降伏文書 (1945.9.2)

下名は、茲に、合衆国、中華民国及グレートブリテン国の政府の首班が、1945年7月26日にポツダムに於いて発し後にソヴィエト社会主义共和国連邦が参加したる宣言の条項を、日本天皇、日本政府及日本帝国大本営の命に依り且之に代り受諾す。右四国は、以下之を連合国と称す。

○ ポツダム宣言 (1945.7.26)

カイロ宣言の条項は履行せらるべき、また日本国は主権は、本州、北海道、九州及び四国並びに吾等の決定する諸小島に極限せらるべき。(第8項)

○ カイロ宣言 (1943.12.1発表)

同盟国は、自國のためには利得を求めず、また領土拡張の念も有しない。

同盟国の目的は、1914年の第一次世界大戦の開始以降に日本国が奪取し又は占領した太平洋におけるすべての島を日本国から剥奪すること、並びに満州、台湾及び澎湖島のような日本国が清国人から盗取したすべての地域を中華民国に返還することにある。

日本国は、また、暴力及び強欲により日本国が略取した他のすべての地域から駆逐される。

前記の三大国は、朝鮮の人民の奴隸状態に留意し、やがて朝鮮を自由独立のものにする決意を有する。

カイロ宣言が日本から奪う領土を挙げていたのに対し、ポツダム宣言は日本に残す領土を規定。カイロでは領土拡張の念を有しないとしたのにポツダムではこれに言及なし。

この“ねじれ”は、ヤルタ秘密協定(1945.2.11)で千島列島のソ連への引渡しを約していたこと、米国が琉球等の領有ないし信託統治を考えていたことに関係。(千島、琉球は「暴力及び強欲により日本国が略取した地域」ではない。)

2. 平和条約締結までの間における事態の展開

GHQ指令により竹島に対する行政権が停止された。

GHQ指令により竹島周辺での漁業が禁止され日本人は近づいてはならないとされた。

しかし、領土の最終決定は、平和条約によるのが国際法の原則。GHQには領土の処分権なし。指令中には最終決定に関する連合国の方針を示すものでないと断ってある。

○ 連合国最高指令官総司令部覚書(SCAPIN) 677「若干の外郭地域を政治上行政上日本から分離することに関する覚書」(1946.1.29)

1 日本国のすべての地域に対し…政治上又は行政上の権力を行使すること及び行使しようと企てることは、すべて停止するよう日本国政府に指令する。

3 この指令の目的から日本という場合は、次の定義による。…日本の範囲から除かれる地域として、(a)鬱陵島、竹島、濟州島、(b)北緯30度以南の琉球列島、伊豆、南方、小笠原、硫黄諸島及び

大東諸島、沖ノ鳥島、南鳥島、中ノ鳥島を含むその他の外郭太平洋全諸島、(c)千島列島、歯舞群島、色丹島。

4 さらに、日本帝国政府の政治上、行政上の管轄権から特に除外せられる地域は、次のとおりである。(a)1914年の世界大戦以来日本が委任統治その他の方法で奪取又は占領した全太平洋諸島、(b)満州、台湾、澎湖列島、(c)朝鮮、及び(d)樺太。

6 この指令中の条項は、いずれもポツダム宣言第8項にある小島嶼の最終的決定に関する連合国側の政策を示すものと解釈してはならない。

○ 連合国最高指令官総司令部覚書 (SCAPIN) 1033 「日本の漁業及び捕鯨業に認可された区域に関する覚書」 (1946.6.22)

3 (b)日本の船舶及びその乗員は、竹島から12マイル以内に近づいてはならない。またこの島とは一切接触を持ってはならない。

5 この認可は、関係地域又はその他いずれの地域に関しても、日本国家の管轄権、国際境界線又は漁業権についての最終決定に関する連合国側政策の表明ではない。

鬱陵島在住の朝鮮人は、日本統治下において竹島周辺に出漁していた。戦後、GHQの指令で日本人が竹島に近づけなくなった間も、朝鮮人は出漁を続けた。1948.6には竹島を標的にした米軍機の爆撃訓練により朝鮮人に死傷者が出了。

朝鮮では、上記GHQの措置により竹島が日本から分離され、自分達に与えられたと思ったのではないか (SCAPIN677では、千島列島、歯舞・色丹も行政権分離された。ソ連は、これを見て1946年2月2日以降、国内措置により南樺太、千島列島、歯舞・色丹を自国領土に編入した)。

ただし、SCAPIN677では、竹島はポツダム宣言の諸小島的なグルーピング、朝鮮はカイロ宣言的なグルーピングとして各々別項で扱われている。

なお、平和条約による最終的な領土処分を待たず、1948年に大韓民国が成立した。

3. サン・フランシスコ平和条約の起草過程

米国国務省の担当者が1947年3月から1949年12月まで数次にわたり草案（内部検討用の試案）を作成した。この時期の草案は、日本に残す島の名称を列挙し、付属地図で日本の領土的範囲を示す方式を探っていた。1947年3月から1949年11月までの米国国務省草案では、竹島は、朝鮮放棄条項に掲げられていた。

1949年11月草案について意見を求められたシーボルド駐日米政治顧問代理は、竹島に対する日本の領土主張は古く正当であると思われるとして再考を勧告した。これを受け1949年12月の草案では、竹島が日本が保持する領域に加えられ、朝鮮放棄条項からは削られた。

1950年春以降、ダレス John Foster Dulles 国務長官顧問が各国との調整など実質的な起草者としての役割を担うことになる。ダレスは、それ以前の国務省草案よりも簡潔な草案を作成し、日本に残す島の名前を列挙したり地図で日本の領域を示す方式を取りやめた。この結果竹島の名称も草案から消えたが、竹島を日本が保持する主旨に変わりはなかった（例えば、いわゆる対日講和七原則に関する1950年9月11日付けオーストラリア政府の質問について米国国務省の担当官が作成した回答の中で、竹島の日本保持が明言されている）。

米国としての正式な草案は1951年3月23日付けで作成され、各国に示された。同草案の朝鮮放棄条項は、単に「日本は、朝鮮、台湾及び澎湖諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する」と規定していた。

他方、英国は、独自に対日平和条約草案を作成していた。1951年4月7日付け英國草案は、かつての

米国国務省草案のように経度緯度による記述と地図上での日本を囲繞する線により日本の領土的範囲を規定していた。竹島は、その線の外に置かれていた。

1951年5月ワシントンで米英の協議が行われ、日本の範囲を特定する英國草案の方式は採用されないことになった。英國は朝鮮放棄条項に済州島、巨文島、鬱陵島の名称を加えることを主張し、米国は受け入れた（英國草案では竹島を日本の範囲から除外していたが、この協議の記録では英國は済州島、巨文島、鬱陵島にしか言及していない。英國はSCAPIN677を踏襲して竹島を除外していたものの、そのことに固執しなかったと考えられる）。

1951年6月にロンドンで再度米英の協議が行われ、その結果1951年6月14日付けで改訂米英草案が成立した。同草案の朝鮮放棄条項は、「日本国は、朝鮮の独立を承認して、済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。」となり、この条文が最終的に1951年9月8日の日本国との平和条約（サン・フランシスコ平和条約）第2条(a)となった。

以上要するに、サン・フランシスコ平和条約上、竹島を日本が保持することが確定した。

4. 韓国の竹島領土要求と米国による拒否

1951年6月の改訂米英草案について韓国政府は、1951年7月19日付けで、竹島を韓国領土とする修正を要求した。

ダレス国務長官顧問は、当日修正要求の文書を持参した梁祐燦韓国大使に、独島と波浪島の位置について尋ね、韓豹頃一等書記官が、これらは日本海にある小島であり、だいたい鬱陵島の近くだと思うと答えた。

〈改訂米英草案〉「日本国は、朝鮮の独立を承認して、済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。」

〈韓国の修正案〉「日本国は、朝鮮の独立を承認して、朝鮮並びに済州島、巨文島、鬱陵島、独島及び波浪島を含む日本による朝鮮の併合前に朝鮮の一部であった島々に対するすべての権利、権原及び請求権を、1945年8月9日に放棄したことを確認する。」

この修正要求に対して、米国政府は、1951年8月10日付け文書で回答し、1945年8月9日の日本によるポツダム宣言受諾が同宣言で取り扱われた地域に対する日本の正式ないし最終的な主権放棄を構成するという理論を条約がとるべきだとは思わない、独島又は竹島ないしリアンクール岩として知られる島に関しては、この通常無人である岩島は、我々の情報によれば朝鮮の一部として取り扱われたことが決してなく、1905年ころから日本の島根県隠岐支庁の管轄下にある、この島は、かつて朝鮮によって領土主張がなされたとは思われない、として修正要求を拒否した。

7月19日の会談の席上、独島と波浪島の位置を聞かれたとき、大使は答えず、一等書記官が波浪島（東シナ海にある暗礁とされる）を含め鬱陵島の近くだろうと自信なく答えている。また、8月3日付けの米国国務省のメモには、独島と波浪島を韓国大使館に照会したところ、独島は鬱陵島又は竹島の近くであろう、波浪島もそうかもしれないとのことであったとある。韓国政府としては、いかにも準備不足であった。しかし、歴史に「if」はない。行われたことは行われたことである。前記3の経過からだけでなく、以上のことからも、サン・フランシスコ平和条約上、竹島を日本が保持することが確定したのである。

なお、1951年7月19日付けの韓国政府の公文では、独島、波浪島のこと以外に、在韓日本資産の処分（米軍が没収して韓国政府に引き渡したこと）の日本による効力承認、マッカーサーライン（前記1で言及した日本漁船の操業範囲の制限）の存続を要求した。前者は最終的に認められたが、後者はダレスによって言下に拒否された。竹島領有権紛争が日韓間で顕在化するのは、韓国が1952年1月李承晩ライン

を設定し、竹島を同ライン内に取り込んだことによるが、条約によって得られなかつたことを一方的行為で実現しようとしたと評せざるを得ない。

〈付〉

○ 国際法とは

- ・国家間の関係を規律する法
- ・国際法の主体と客体
- ・条約と国際慣習法
- ・国際判例は別事件に拘束力なし（ただし実際には参考にされる）

○ 領土の取得に関する国際法

- ・割譲——講和条約による割譲、平時の売買、交換など
- ・先占——國家が領有意思を持って無主の土地を実効的に占有
- ・時効——自國の領土でない領土を領有意思をもって相当期間中断なく平穏公然に統治
(ペーパープロテストは中断効なし)
- ・添付——自然現象又は埋め立てによる海岸線の変更
- ・征服——他国を攻め滅ぼして国家として消滅させてしまう場合
(征服は、国連憲章下の今日、合法的領土取得方法として認められない)
- ・パルマス島事件（米＝蘭、常設仲裁裁判所判決1928年）
米が西からフィリピンの割譲を受けた日に西、蘭いずれの領土であったか
- ・東部グリーンランド事件（丁抹＝諾威、常設国際司法裁判所判決1933年）
諾が東部グリーンランドを先占した日に無主地であったか、丁の主権下にあったか
- ・マンキエ・エクレオ事件（英＝仏、国際司法裁判所判決1953年）
無主地先占の問題でなく、英仏両国が長期にわたり主権を維持してきた（古くからの乃至原始的な権原を有し、それらの権原は常に維持され喪失されたことはなかった）と主張。英仏どちらが一層確信的な証拠を提出したか

○ 竹島領有権紛争と国際法

- ・無主地先占？ マンキエ・エクレオ型？
- ・国家権能の平穏かつ継続した発現 実効的占有
実効性を伴わない主張は争われる／歴史的主張よりも主権行使の実効性
原始的権原は当世の他の有効な権原に代替される必要／国家機能の発現の立証
間接的推定よりも係争地の占有に直接関係のある証拠
マ・エ事件の場合—教区税の徴収、船籍港登録、不動産登記、税関設置、人口調査
- ・クリティカルデイト（証拠許容の期日＝紛争が具体的に発生した日）?
—それ以降の行為（当事者の法的地位を改善するために採られたもの）は考慮されない
1952.1.18李ライン（竹島取り込み）→1952.1.28抗議（竹島の主権僭称を否認）
- ・平和条約との関係
- ・併合との関係
- ・事実を法に照らして判断（法に事実を当てはめて結論を導く）

